

課税誤りに伴う家屋の調査および還付手続について

この度、共同住宅等の固定資産税を過大に徴収していた事例が判明しましたので、課税誤りの可能性がある物件を次の要領で調査し、その結果を受けて還付手続を進めてまいります。

調査期間 平成25年7月11日～平成25年11月末頃の予定

調査方法

- ①調査させていただく物件の関係者あてに、市から通知文をお送りします。
- ②松山市資産税課の職員が、調査対象の家屋や所有者のご自宅等を訪問し、住居の状況などを確認させていただきます。
- ③調査にあたる職員は名札を着用し、次の身分証明証を携帯しています。
お伺いする際に提示しますので、必ずご確認ください。
 - ・顔写真付きの「松山市職員証」
 - ・顔写真付きの「徴税吏員証」
 - ・「固定資産評価補助員証」
- ④原則として二名の職員がお伺いします。
- ⑤調査結果の回答と、還付に必要な手続きは、必ず市職員が直接お伺いして進めてまいります。

注意事項 税の調査や還付をかたって詐欺行為が懸念されます。

次のような点にご注意ください。

- ①電話やメールなどで口座番号や個人情報を聞き出すことはありません。
- ②手数料など金銭を市が要求することはありません。
- ③少しでも不審なことがありましたら、市資産税課へお問い合わせください。

資産税課 家屋担当

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2 本館二階

電話：089-948-6321

Mail：shsanzei@city.matsuyama.ehime.jp